

第148期

定時株主総会招集ご通知

日時

2020年6月25日（木曜日）
午前10時

場所

大阪市北区堂島浜一丁目3番1号
ANAクラウンプラザホテル大阪
4階 平安の間

※ 末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照下さい。

新型コロナウイルス感染症の感染が拡大している状況を踏まえ、株主様の安全確保および感染拡大防止のため、本株主総会につきましては、書面またはインターネットによる議決権行使を行っていただくことをご推奨申し上げます。

また、上記趣旨に鑑み、ご出席の株主様へのお土産の配布は取りやめとさせていただきますので、何卒ご了承賜りますようお願い申し上げます。

目次

■ 第148期定時株主総会招集ご通知	1
■ 添付書類	
事業報告	5
連結計算書類	22
計算書類	32
監査報告書	40
■ 株主総会参考書類	46
第1号議案 剰余金の処分の件	46
第2号議案 取締役7名選任の件	47
第3号議案 補欠監査役1名選任の件	54
第4号議案 取締役賞与支給の件	56
第5号議案 取締役に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件	56

証券コード 8806
2020年6月5日

株 主 各 位

大阪市北区中之島三丁目6番32号
ダイビル株式会社
代表取締役 園部俊行
社長執行役員

第148期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第148期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、株主様にはご自身の健康状況にご留意のうえ、株主総会へのご来場の要否をご判断いただきますよう、お願い申し上げます。

ご出席に代えて、書面またはインターネットにより議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討下さいまして、後述のご案内に従って、2020年6月24日（水曜日）午後5時までに議決権をご行使下さいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2020年6月25日（木曜日）午前10時
2. 場 所 大阪市北区堂島浜一丁目3番1号
ANAクラウンプラザホテル大阪 4階 平安の間
3. 目 的 事 項
報 告 事 項
 1. 第148期（2019年4月1日から2020年3月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第148期（2019年4月1日から2020年3月31日まで）計算書類の内容報告の件
- 決 議 事 項
 - 第1号議案 剰余金の処分の件
 - 第2号議案 取締役7名選任の件
 - 第3号議案 補欠監査役1名選任の件
 - 第4号議案 取締役賞与支給の件
 - 第5号議案 取締役に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

4. 議決権の行使についてのご案内

(1) 書面による議決権行使の場合

同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、2020年6月24日（水曜日）午後5時までに到着するようご返送下さい。

(2) インターネットによる議決権行使の場合

インターネットにより議決権を行使される場合には、別添（3頁）の「インターネットによる議決権行使のご案内」をご高覧の上、2020年6月24日（水曜日）午後5時までにご行使下さい。

以上

- ~~~~~
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出下さいますようお願い申し上げます。
 - ◎株主総会参考書類ならびに事業報告、連結計算書類および計算書類に修正をすべき事情が生じた場合は、インターネット上の当社ホームページ（<https://www.daibiru.co.jp/>）において、修正後の事項を掲載させていただきます。

<株主様へのお願い>

- ◎ご来場の株主様におかれましては、マスクのご持参、ご着用等の対策をお願い申し上げます。併せて、当社の判断に基づき、株主総会会場において株主様の安全確保および感染拡大防止のために必要な措置を講じる場合もございますので、ご協力のほどお願い申し上げます。
- ◎会場の座席は、従来よりも間隔を空けた配置といたしますので、十分なお席が確保できない可能性がございます。万が一お席をご用意できない場合は、何卒ご容赦いただきますようお願い申し上げます。
- ◎当社役員および株主総会の運営スタッフは、事前に検温し体調を確認のうえ、マスクを着用して対応させていただきます。
- ◎株主様のご滞在時間をできるだけ短縮するため、事業報告は簡潔に行い、円滑な議事進行に努めてまいりますので、ご理解とご協力をお願い申し上げます。
- ◎株主総会当日までの感染拡大の状況や政府等の発表内容等により、本定時株主総会の会場および運営方法について、変更する可能性がございます。変更が発生した場合は、インターネット上の当社ホームページ（<https://www.daibiru.co.jp/>）にその内容を掲載させていただきます。

インターネットによる議決権行使のご案内

インターネットにより議決権を行使される場合は、あらかじめ次の事項をご了承いただきますよう、お願い申し上げます。

1. 議決権行使ウェブサイトについて

インターネットによる議決権行使は、当社の指定する以下の議決権行使ウェブサイトをご利用いただくことによつてのみ可能です。

議決権行使ウェブサイトアドレス ウェブ行使 <https://www.web54.net>

※バーコード読取機能付の携帯電話を利用して右の「QRコード®」を読み取り、議決権行使サイトに接続することも可能です。なお、操作方法の詳細についてはお手持ちの携帯電話の取扱説明書をご確認下さい。

(QRコードは、株式会社デンソーウェーブの登録商標です。)



2. 議決権行使のお取扱いについて

- (1) インターネットにより議決権を行使される場合は、同封の議決権行使書用紙に表示された「議決権行使コード」および「パスワード」をご利用になり、画面の案内に従って賛否をご入力下さい。
- (2) 議決権の行使期限は、2020年6月24日（水曜日）午後5時までとなっておりますので、お早めの行使をお願いいたします。
- (3) 書面とインターネットにより、二重に議決権を行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。また、インターネットによつて複数回数、またはパソコンと携帯電話で重複して議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。
- (4) 議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際のプロバイダおよび通信事業者の料金（接続料金等）は、株主様のご負担となります。

3. パスワードおよび議決権行使コードのお取扱いについて

- (1) パスワードは、ご投票される方が株主様ご本人であることを確認するための重要な情報です。印鑑や暗証番号同様、大切にお取扱い下さい。
- (2) パスワードは一定回数以上間違えると使用できなくなります。パスワードの再発行をご希望の場合は、画面の案内に従ってお手続き下さい。
- (3) 議決権行使書用紙に記載されている議決権行使コードは、本総会に限り有効です。

4. パソコン等の操作方法に関するお問い合わせ先について

- (1) 本サイトでの議決権行使に関するパソコン等の操作方法がご不明な場合は、下記にお問い合わせ下さい。
三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
電話 0120 (652) 031 (受付時間 午前9時～午後9時)
- (2) 其他のご照会は、以下の問い合わせ先をお願いいたします。
 - ① 証券会社に口座をお持ちの株主様
証券会社に口座をお持ちの株主様は、お取引の証券会社あてお問い合わせ下さい。
 - ② 証券会社に口座のない株主様 (特別口座をお持ちの株主様)
三井住友信託銀行 証券代行事務センター
電話 0120(782)031 (受付時間 午前9時～午後5時 土曜日・日曜日・休日を除く)

事業報告

(2019年4月1日から
2020年3月31日まで)

I. 企業集団の現況に関する事項

1. 事業の経過およびその成果

当期のわが国経済は、雇用・所得環境が改善し緩やかな回復基調で推移してまいりましたが、通商問題を巡る海外経済の不確実性に加え、期末にかけては新型コロナウイルス感染症の世界的拡大により、先行きの不透明感が急速に高まりました。

一方、オフィスビル業界におきましては、東京・大阪各ビジネス地区の空室率は引き続き低水準で推移し、賃料水準も緩やかな上昇傾向が継続するなど、堅調な状況が続きました。

こうした状況の下で、当社グループは競合ビルとの差別化を目指し、ビル管理品質向上活動を推進するなど顧客目線に立った木目の細かいテナントサービスを提供し、高水準の入居状況を維持すると共に、賃料水準の引き上げも行い、営業収益の拡大に努めてまいりました。

2018年4月に策定いたしました中期経営計画「“Design 100” プロジェクトPhase-Ⅱ」では、5つの重点施策として、「都心大型オフィスの取得」、「投資対象の拡充」、「海外事業の推進」、「既存アセットの競争力維持・強化」および「ビル管理事業の強化・拡大」を掲げ、5年計画の2年目として着実に成果を上げてきております。

重点施策のうち「投資対象の拡充」では、5棟の商業ビルに投資いたしました。まず、昨年4月に、JR東京駅から徒歩圏の好立地に位置する「日本橋三丁目ビル」(東京都中央区、地上7階、地下2階、延床面積2,305㎡)を取得いたしました。次に、昨年11月には、当社初となる地方中核都市への投資として、札幌市中央区において、同一街区に立地する「ダイビルPIVOT(ピヴォ)」(地上9階、地下3階、延床面積20,814㎡)等計3物件を取得いたしました。

また、開発物件といたしましては、「(仮称)秋葉原プロジェクト」(東京都千代田区、地上11階、地下2階、延床面積4,948㎡)が昨年7月に竣工し、正式名称を「BiTO AKIBA(ビト アキバ)」として、11月にグランドオープンいたしました。「BiTO」は、<美しい都=BiTO>と<ビルに集う人々=BiTO>を表す、商業ビルシリーズの新ブランドであります。

事業別の業績は次のとおりであります。

①土地建物賃貸事業

既存ビルの稼働状況の向上、新規取得ビル「日本橋三丁目ビル」、「ダイビルPIVOT」等計3物件、新規稼働ビル「BiTO AKIBA」の収益寄与等により、営業収益は32,828百万円と1,911百万円(前期比6.2%)の増収となりました。また、減価償却費が減少しましたが、これらの新規ビルにかかる不動産取得税等の一時費用の発生および固定資産税の増加等により、営業費用は増加いたしました。

②ビル管理事業

一部受託契約の解約等の影響により、営業収益は9,146百万円と39百万円(前期比0.4%)の減収となりました。

③その他

工事請負高の増加等により、営業収益は842百万円と307百万円（前期比57.6%）の増収となりました。

以上の結果、当期の業績につきましては、営業収益は42,817百万円と2,179百万円（前期比5.4%）の増収、営業利益は11,561百万円と1,231百万円（前期比11.9%）の増益となりました。

営業外損益では、持分法による投資利益の計上はなく、社債発行費の増加がありました。営業利益の増益を受け、経常利益は10,858百万円と905百万円（前期比9.1%）の増益となりました。

特別損益につきましては、当期は特別利益として投資有価証券売却益842百万円、特別損失として建替関連損失204百万円、固定資産除却損27百万円を計上しました。一方、前期は特別利益として投資有価証券売却益297百万円、特別損失として建替関連損失、固定資産除却損等計150百万円を計上しました。

この結果、親会社株主に帰属する当期純利益は7,932百万円と939百万円（前期比13.4%）の増益となりました。

2. 対処すべき課題

今後のわが国経済においては、既存の経済的課題が解決されない中、新たな景気減速要因として現れた新型コロナウイルス感染症の影響を避けて通れない状況となっております。同感染症については、それによる内外経済の下振れリスクが急速に顕在化してきており、当面、波乱含みの状況が続くものと予想されます。

オフィスビル業界におきましても、その影響の及ぶところは未だ全貌が見えておりませんが、当社グループといたしましては、冷静に状況を見極めながら、前述の中期経営計画の5つの重点施策を着実に推し進め、業容の拡大に努めてまいります。

重点施策のうち「投資対象の拡充」では、札幌市の「ダイビルPIVOT」等について、本年1月に新設いたしました札幌事業室を中心に、将来の再開発を計画してまいります。

「海外事業の推進」では、昨年12月に開設した豪州現地法人事務所を拠点として、シドニー中心地区におけるオフィスビル開発プロジェクト「275 George Street」（地上15階、地下3階、貸床面積約7,200㎡）の建設工事を、2020年度下期の竣工に向け着実に進めてまいります。また、豪州と共に、オフィスビル2棟を運営するベトナムにおきましても、併せて次なる投資を計画してまいります。

なにとぞ株主各位におかれましては、今後とも引き続き一層のご支援とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

3. 設備投資の状況

(1) 当期中に竣工した建物

名称	所在地	構造	延床面積	工期
BiTO AKIBA	東京都千代田区	鉄骨造、一部鉄筋コンクリート造 地上11階 地下2階	4,948㎡	2017年11月～ 2019年7月

(2) 当期中に取得した建物

名称	所在地	構造	延床面積	取得年月
日本橋三丁目ビル	東京都中央区	鉄骨鉄筋コンクリート造 地上7階 地下2階	2,305㎡	2019年4月
ダイビルPIVOT	札幌市中央区	鉄骨鉄筋コンクリート造 地上9階 地下3階	20,814㎡	2019年11月
ダイビルPIVOT西館	札幌市中央区	鉄骨造 地上3階	214㎡	2019年11月
ダイビルPIVOT南館	札幌市中央区	鉄骨鉄筋コンクリート造 地上7階 地下2階	2,567㎡	2019年11月
シーバンスS館	東京都港区	鉄骨造、一部鉄骨鉄筋コンクリート造・鉄筋コンクリート造 地上24階 地下2階	7,410㎡	2019年11月

(注) シーバンスS館は区分所有および共同所有であり、当社単独所有部分および当社持分面積の合計を記載しております。

(3) 投資中のプロジェクト

名称	所在地	構造	貸床面積	工期
275 George Street	豪州シドニー	鉄筋コンクリート造 地上15階 地下3階	約7,200㎡	2019年6月～ 2020年度下期 (予定)

当期は、「BiTO AKIBA」の建設工事、「日本橋三丁目ビル」、「ダイビルPIVOT」等計3物件、「シーバンスS館」の取得、「275 George Street」への投資および既存ビルのリニューアル工事等合計26,915百万円の設備投資を行いました。

4. 資金調達の状況

当期は、設備資金および社債償還資金に充当するため、2019年7月19日に第18回無担保社債100億円および第19回無担保社債100億円ならびに2020年3月5日に第20回無担保社債100億円を発行いたしました。

5. 財産および損益の状況の推移

(1) 企業集団の財産および損益の状況の推移

項目	期別	2017年3月期	2018年3月期	2019年3月期	2020年3月期
営業収益		百万円 39,451	百万円 40,400	百万円 40,637	百万円 42,817
経常利益		百万円 9,688	百万円 10,640	百万円 9,953	百万円 10,858
親会社株主に帰属する 当期純利益		百万円 6,160	百万円 7,260	百万円 6,993	百万円 7,932
1株当たり当期純利益		52円82銭	62円25銭	59円96銭	68円02銭
総資産		百万円 351,645	百万円 351,291	百万円 364,754	百万円 383,426
純資産		百万円 150,993	百万円 157,673	百万円 155,728	百万円 157,827

- (注) 1. 百万円単位の記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。
2. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式数（自己株式数を控除した期中平均発行済株式数）により算出しております。

(2) 当社の財産および損益の状況の推移

項目	期別	第145期 (2017年3月期)	第146期 (2018年3月期)	第147期 (2019年3月期)	第148期 (2020年3月期)
営業収益		百万円 28,319	百万円 28,848	百万円 28,561	百万円 30,361
経常利益		百万円 9,251	百万円 9,551	百万円 9,554	百万円 9,913
当期純利益		百万円 6,075	百万円 6,712	百万円 6,885	百万円 7,426
1株当たり 当期純利益		52円09銭	57円55銭	59円04銭	63円68銭
総資産		百万円 343,420	百万円 342,690	百万円 356,763	百万円 375,601
純資産		百万円 146,453	百万円 152,861	百万円 151,446	百万円 153,496

- (注) 1. 百万円単位の記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。
2. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式数（自己株式数を控除した期中平均発行済株式数）により算出しております。

6. 重要な親会社および子会社の状況

(1) 親会社との関係

当社の親会社は株式会社商船三井であり、当社の株式59,527千株（持株比率51.04%（自己株式数を控除して算出））を所有しております。当社と同社との取引は、当社所有ビルの賃貸等であります。

(2) 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の出資比率
商 船 三 井 興 産 株 式 会 社	300百万円	51.0%
ダイビル・ファシリティ・マネジメント株式会社	17百万円	51.0% (49.0%)
興 産 管 理 サ ー ビ ス 株 式 会 社	20百万円	—% (100.0%)
興 産 管 理 サ ー ビ ス ・ 西 日 本 株 式 会 社	14百万円	—% (100.0%)
株 式 会 社 丹 新 ビ ル サ ー ビ ス	20百万円	—% (100.0%)
西 日 本 綜 合 設 備 株 式 会 社	10百万円	—% (100.0%)
Daibiru Saigon Tower Co., Ltd.	124,203百万 ベトナムドン	—% (100.0%)
D a i b i r u C S B C o., L t d.	349,000百万 ベトナムドン	—% (99.0%)
D a i b i r u A u s t r a l i a P t y L t d	140百万豪ドル	100.0%

- (注) 1. 当社の出資比率欄の()内は、子会社の所有する出資比率を外数で表示しております。
 2. 国内の子会社6社の主要な事業内容は、いずれもビル管理事業であります。
 3. Daibiru Saigon Tower Co., Ltd.はサイゴン・タワー（ベトナム ホーチミン市）を、Daibiru CSB Co., Ltd.はコーナーストーン・ビルディング（ベトナム ハノイ市）を、それぞれ所有・賃貸しております。
 4. Daibiru Australia Pty Ltdは、2019年12月5日付でDaibiru Holdings Australia Pty Ltdから社名変更しました。
 5. Daibiru Australia Pty Ltdはユニット・トラストMargaret George Investment Trustを通じて、シドニー中心地区に位置するオフィスビル開発プロジェクト「275 George Street」に投資しております。

7. 主要な事業内容

主要な事業	内 容	2020年3月期	
		営業収益	構 成 比
		百万円	%
土地建物賃貸事業	オフィスビル、ホテル、マンション等の賃貸	32,828	76.7
ビル管理事業	オフィスビル等の総合管理業務	9,146	21.3
その他	建築、設備の設計監理・請負工事・工事管理他	842	2.0
合 計		42,817	100.0

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

8. 主要な営業所

会社名	名称	所在地
ダイビル株式会社	本社	大阪市北区
	大阪営業部	大阪市北区
	東京営業部	東京都千代田区
	札幌事業室	札幌市中央区
	ベトナム駐在員事務所 ホーチミンオフィス ハノイオフィス	ベトナム ホーチミン市 ベトナム ハノイ市
商船三井興産株式会社	本社	東京都中央区
ダイビル・ファシリティ・マネジメント株式会社	本社	大阪市北区
興産管理サービス株式会社	本社	東京都中央区
興産管理サービス・西日本株式会社	本社	大阪市北区
株式会社丹新ビルサービス	本社	京都府福知山市
西日本総合設備株式会社	本社	神戸市灘区
Daibiru Saigon Tower Co., Ltd.	本社	ベトナム ホーチミン市
Daibiru CSB Co., Ltd.	本社	ベトナム ハノイ市
Daibiru Australia Pty Ltd	本社	豪州 シドニー

9. 従業員の状況

(1) 企業集団の従業員の状況

従業員数	前期末比
2,588名	+124名

(注) 従業員数は就業人数であります。

(2) 当社の従業員の状況

従業員数	前期末比	平均年齢	平均勤続年数
79名	+9名	39歳3カ月	10年0カ月

(注) 従業員数は就業人数で他社への出向者20名を含んでおりません。

10. 主要な借入先

借入先	当期末借入残高
シンジケートローン	46,300 百万円
株式会社日本政策投資銀行	9,400
日本生命保険相互会社	1,537
明治安田生命保険相互会社	920

- (注) 1. 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。
2. シンジケートローンは、株式会社三井住友銀行を主幹事とするものであります。

II. 会社の株式に関する事項

1. 発行可能株式総数 300,000,000株
2. 発行済株式の総数 116,626,274株 (自己株式224,775株を除く。)
3. 株 主 数 4,166名
4. 大 株 主

株 主 名	持 株 数	持株比率
株 式 会 社 商 船 三 井	59,527 千株	51.04 %
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	5,802	4.97
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口)	4,987	4.27
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	3,375	2.89
関 西 電 力 株 式 会 社	2,953	2.53
CGML PB CLIENT ACCOUNT/COLLATERAL	1,979	1.69
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口5)	1,050	0.90
THE BANK OF NEW YORK MELLON 140044	1,017	0.87
SSBTC CLIENT OMNIBUS ACCOUNT	928	0.79
BNP PARIBAS SECURITIES SERVICES LUXEMBOURG/ JASDEC/ABERDEEN STANDARD SICAV I CLIENT ASSETS	923	0.79

- (注) 1. 株数は千株未満を、持株比率は小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。
2. 持株比率は自己株式数を控除して算出しております。

III. 会社の新株予約権等に関する事項

該当する事項はありません。

IV. 会社役員に関する事項

1. 取締役および監査役の氏名等

氏名	会社における地位	担当および重要な兼職の状況
園部 俊行	代表取締役 社長執行役員	
成田 純一	代表取締役 専務執行役員	財務・経理部管掌、総務部、人事部、内部監査室担当
矢田 豪男	取締役 専務執行役員	建設・技術統括部管掌、システム室担当 ダイビル・ファシリティ・マネジメント株式会社 代表取締役社長
田中 健輔	取締役 常務執行役員	営業企画部、大阪営業部管掌、東京営業部、不動産開発室、札幌事業室担当、特命事項(八重洲ダイビル建替え、ブランド戦略)担当、不動産開発室長委嘱
太田 威彦	取締役 常務執行役員	経営企画部、海外事業部担当、IR担当
大井 篤	取締役	
宮野谷 篤	取締役	
西口 美廣	常勤監査役	
堀口 英夫	常勤監査役	
田中 宏	監査役	
妙中 茂樹	監査役	

- (注) 1. 取締役のうち大井 篤および宮野谷 篤の両氏は、社外取締役であります。
2. 監査役のうち田中 宏および妙中茂樹の両氏は、社外監査役であります。
3. 取締役 大井 篤および宮野谷 篤ならびに監査役 田中 宏および妙中茂樹の4氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
4. 社外取締役および社外監査役の重要な兼職の状況等につきましては、後記「3. 社外役員に関する事項」に記載のとおりであります。
5. 2019年6月26日開催の第147期定時株主総会において、田中健輔、太田威彦および宮野谷 篤の3氏は取締役に、妙中茂樹氏は監査役にそれぞれ新たに選任され、就任いたしました。
6. 常勤監査役 西口美廣および堀口英夫の両氏は、長年にわたる財務・経理部門の実務経験を有しており、監査役 妙中茂樹氏は公認会計士として幅広い実務経験と知見を有しており、それぞれ財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
7. 2019年6月26日開催の第147期定時株主総会終結の時をもって、監査役 森本 宏氏は辞任により退任いたしました。
8. 2020年4月1日付の取締役（社外取締役を除く）および執行役員の異動後の状況は、次のとおりであります。

氏名	会社における地位	担当および重要な兼職の状況
園部 俊行	代表取締役 社長執行役員	
成田 純一	代表取締役 専務執行役員	総務部、人事部、内部監査室担当
矢田 豪男	取締役 専務執行役員	建設・技術統括部管掌、システム室担当、 ダイビル・ファシリティ・マネジメント株式会社 代表取締役社長

氏名	会社における地位	担当および重要な兼職の状況
田中 健輔	取締役 常務執行役員	不動産開発室、東京営業部、札幌事業室担当、 特命事項(札幌プロジェクト)担当
太田 威彦	取締役 常務執行役員	経営企画部、海外事業部担当、IR担当
對中 秀樹	常務執行役員	建設・技術統括部担当、特命事項(御堂筋ダイビル建替え、八重洲 ダイビル建替え)担当
林 洋一	常務執行役員	財務・経理部担当、総務部副担当
山田 一彦	常務執行役員	営業企画部、大阪営業部担当、特命事項(御堂筋ダイビル建替え、 八重洲ダイビル建替え)副担当
関口 健一	執行役員	財務・経理部長委嘱
峰松 英俊	グループ 執行役員	商船三井興産株式会社 代表取締役社長執行役員

2. 取締役および監査役の報酬等の額

区分	支給人員	報酬等の額
取締役	9名 (うち社外 3名)	244百万円 (うち社外 16百万円)
監査役	5名 (うち社外 3名)	63百万円 (うち社外 16百万円)
合計	14名 (うち社外 6名)	307百万円 (うち社外 33百万円)

- (注) 1. 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。
 2. 支給人員および報酬等の額には、2019年6月26日開催の第147期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役2名、監査役1名を含んでおります。
 3. 報酬等の額には、第148期定時株主総会において決議予定の取締役賞与金を含んでおります。

3. 社外役員に関する事項

(1) 重要な兼職の状況

区 分	氏 名	重要な兼職の状況
取 締 役	大井 篤	公益財団法人日本デザイン振興会 理事長
取 締 役	宮野谷 篤	株式会社NTTデータ経営研究所 取締役会長
監 査 役	田中 宏	きっかわ法律事務所 弁護士 小泉産業株式会社 社外取締役 (監査等委員)
監 査 役	妙中 茂樹	妙中茂樹公認会計士事務所 所長 日本システム技術株式会社 社外監査役 株式会社電響社 社外監査役

(注) 当社と公益財団法人日本デザイン振興会、株式会社NTTデータ経営研究所、きっかわ法律事務所、小泉産業株式会社、妙中茂樹公認会計士事務所、日本システム技術株式会社および株式会社電響社との間には、それぞれ特別な関係はありません。

(2) 当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	出席状況および発言状況
取 締 役	大井 篤	当事業年度開催の取締役会11回の全てに出席し、当社の経営全般に対し助言・提言を行うほか、行政と会社経営に係る豊富な経験および幅広い見識に基づき、議案審議等の適正確保に必要な発言を適宜行っております。
取 締 役	宮野谷 篤	就任後開催の取締役会9回の全てに出席し、当社の経営全般に対し助言・提言を行うほか、経済と金融に係る豊富な経験および幅広い見識に基づき、議案審議等の適正確保に必要な発言を適宜行っております。
監 査 役	田中 宏	当事業年度開催の取締役会11回のうち10回に出席し、また、当事業年度開催の監査役会11回の全てに出席し、主に弁護士としての専門的見地から適宜発言を行っております。
監 査 役	妙中 茂樹	就任後開催の取締役会9回のうち8回に出席し、また、就任後開催の監査役会8回の全てに出席し、主に公認会計士としての専門的見地から適宜発言を行っております。

4. 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、取締役 大井 篤および宮野谷 篤ならびに監査役 田中 宏および妙中茂樹の4氏との間において、それぞれ同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、法令が定める最低責任限度額としております。

V. 会計監査人に関する事項

1. 名 称

有限責任 あずさ監査法人

2. 報酬等の額

①当事業年度に係る会計監査人としての報酬等	29百万円
②当社および当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	33百万円

- (注) 1. 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記①の金額にはこれらの合計額を記載しております。
3. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、従前の事業年度における会計監査の職務執行状況や報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行った上で、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。
4. 当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務である、社債発行に係るコンフォートレター作成についての対価を支払っております。
5. 当社の重要な子会社のうち、Daibiru Saigon Tower Co., Ltd.、Daibiru CSB Co., Ltd.およびDaibiru Australia Pty Ltdは、当社の会計監査人以外の公認会計士または監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む。）の監査を受けております。

3. 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

- (1) 会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、監査役会がその会計監査人を解任します。
- (2) 上記の場合のほか、監査役会は、会計監査人の職務の執行状況その他諸般の事情を総合的に勘案して、会計監査人としての適格性および信頼性が損なわれる事象が生じた場合、会計監査を適切に遂行することが困難であると認められる場合、または会計監査の適正性をより高めるために会計監査人の変更が妥当であると判断される場合、その他会計監査人の変更または解任もしくは不再任が適切であると判断した場合は、会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定し、取締役会に株主総会の目的とすることを求めます。

VI. 業務の適正を確保するための体制

当社は、会社法および会社法施行規則に定める「業務の適正を確保するための体制」について、取締役会において決議しております。その内容は以下のとおりであります。

1. 取締役の職務の執行および執行役員、使用人の業務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- (1) 当社は「法令および規則を遵守し、社会の一員として、社会規範、企業倫理に照らして品位ある行動をすること」を「グループ行動規準」に掲げ、また、取締役、執行役員、使用人の行動規範を「コンプライアンス規程」に定め、これらの遵守を図る。
- (2) コンプライアンスの基本方針の策定・実施、ならびにコンプライアンス違反の再発防止策および是正措置に関する審議等を行う「コンプライアンス委員会」を設置し、コンプライアンス体制の推進を図る。
- (3) 「コンプライアンス規程」に基づき、コンプライアンスに関する報告・相談のための社内窓口および会社から独立した外部窓口を整備・運用する。
- (4) 取締役会は、「取締役会規程」により、その適切な運営を確保し、取締役の職務の執行および執行役員の業務の執行を監督し、法令および定款違反行為を未然に防止する。また、取締役は取締役会を通じて会社経営全般の最高方針決定に関わるとともに、取締役会の一員として、執行役員の業務執行を監督・督励する。
- (5) 取締役会は「経営会議」を設置し、同会議は取締役会が決定した最高方針に基づき、社長執行役員が経営の基本計画および業務の執行に関する重要案件を決裁するための審議を行う。
- (6) 取締役会は、監査役が「監査役会規程」および「監査役監査基準」により定める監査の方針に従い取締役の職務の執行および執行役員の業務の執行を監査し、その他法令で定める任務を遂行できる環境を確保するよう努める。
- (7) 内部監査部門として、他の部室から独立した「内部監査室」を設置する。

2. 取締役の職務の執行および執行役員の業務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

取締役の職務の執行および執行役員の業務の執行に係る情報については、「取締役会規程」「文書規程」および「電子情報セキュリティ対策基準」に基づき、定められた期間、適切に保存・管理し、閲覧可能な状態を維持する。

3. 当社および子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

「リスク管理規程」に基づき、以下のリスク管理を行う。

- (1) 「経営会議」はリスク管理の統括組織として、リスク管理の体制の整備、方針および施策の策定ならびにこれらのモニタリングを行う。
- (2) 「経営会議」の事務局は個別リスクを所管する部室ならびに子会社のリスク管理状況を把握し、「経営会議」に報告する。
- (3) 個別リスクを所管する部室ならびに子会社は、それぞれが担当する業務に関するリスクの管理を行う。

- (4) リスクが顕在化し、不測の事態が発生した場合または発生が予測される場合、当該リスクを所管する部室または子会社为中心となり、損害・影響等を最小限にとどめるとともに、原因を究明し、再発の防止に向けた体制を整備する。

4. 取締役の職務の執行および執行役員の業務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 取締役会は年間10回程度、適切な間隔を置いて開催する。取締役会に付議すべき重要な事項は「取締役会規程」に定め、原則として「経営会議」においてあらかじめ審議する。また、取締役、監査役および執行役員が出席する「経営ビジョン会議」を開催し、当社の中長期的な戦略につき議論する。
- (2) 社長執行役員、副社長執行役員、専務執行役員、常務執行役員で構成される「経営会議」は、原則として、毎月3回開催する。また、「経営会議」の下部組織として委員会を設け、必要事項につき諮問する。
- (3) 執行役員制度を導入し、取締役会で選任される執行役員は、「組織規程」に定める「業務分掌」「職務権限」ならびに「執行役員規程」に基づき、業務執行を行う。

5. 財務報告の信頼性を確保するための体制

- (1) 適切な会計処理を確保し、財務報告の信頼性を向上させるため、「経理規程」を定めると共に、財務報告に関わる内部統制の体制整備と有効性向上を図る。
- (2) 「内部監査室」は、財務報告に関わる内部統制の有効性を評価する。被評価部室は、是正または改善の必要がある場合には、その対策を講じる。

6. 当社ならびに親会社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- (1) 当社グループの経営理念として「グループメッセージ」を掲げ、子会社と共有するとともに、全ての子会社に適用する「グループ行動規準」を定め、これらを基礎として子会社で諸規程を定める。加えて、グループ経営およびグループのリスク管理を議論する「ダイビュルグループ会議」を開催する。
- (2) 子会社の経営管理について、管理担当部室を定め、同部長は「グループ会社管理規程」に基づき、子会社の重要経営事項について、報告を求める。
- (3) 子会社におけるコンプライアンスを確保するため、当社の「コンプライアンス規程」に則り各子会社で定めた諸規程に従い、コンプライアンス事案について当社へ報告する。また、「グループコンプライアンス連絡会」を定期的で開催し、グループとしてコンプライ

アンスの徹底を図る。

- (4) 当社の内部監査室は、内部監査規程に基づき、必要に応じ子会社の内部監査を行う。
- (5) 当社の親会社が定めるグループ企業理念に則った適正な業務を行う。

7. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、同使用人の取締役からの独立性に関する事項および同使用人に対する監査役の指示の実効性の確保に関する事項

- (1) 監査役は、「内部監査室」所属の使用人に監査役監査業務に必要な事項を指示することができる。
- (2) 前項の指示を受けた使用人は、その指示に関して、取締役、執行役員およびその他の使用人等の指揮を受けない。
- (3) 監査役が、その職務を補助すべき使用人を設置することを求めた場合には、監査役と協議の上、適任と認められる人員を配置する。
- (4) 監査役の職務を補助すべき専属の使用人を設置した場合は、同使用人の任命および異動は監査役の同意を必要とし、人事評価については監査役の意見を十分に尊重する。

8. 当社および子会社の取締役、執行役員および使用人他が当社の監査役に報告をするための体制、当該報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制および当社の監査役が実効的に行われることを確保するための体制

- (1) 取締役会には監査役全員が、「経営会議」他重要な会議には常勤監査役がそれぞれ出席するとともに、取締役、執行役員および使用人は、当社グループに著しい損害を及ぼすおそれのある事実その他報告すべき事項を当社の監査役に報告する。
- (2) 当社の常勤監査役は、子会社の重要な事項に関する報告を受けるとともに、子会社の取締役、執行役員および使用人は、当社グループに著しい損害を及ぼすおそれのある事実その他報告すべき事項を当社の監査役に報告する。
- (3) 代表取締役は監査役と定期的に会合を持つよう努める。
- (4) 「内部監査室」は監査役と連絡・調整を行い、監査役の監査の実効的な実施に協力する。
- (5) 当社および子会社の取締役、執行役員および使用人他が当社の監査役に報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保する。

9. 監査役職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係わる方針に関する事項

監査役が職務を執行する上で必要な費用については、予め会社に請求でき、緊急または臨時に支出した費用については事後会社に償還を請求できる。会社は監査役の請求に基づき、必要と認

めた費用を負担する。

Ⅶ. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当事業年度における当社の業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は、以下のとおりであります。

1. コンプライアンスに関する取り組み

- (1) コンプライアンス規程に基づき、コンプライアンスに関する報告、相談のための社内窓口および会社から独立した外部窓口を整備し、通報者の保護を図りつつ問題の早期発見と改善に努め、その運用・通報状況について適切に取締役会に報告いたしました。
- (2) 内部監査室は、内部監査計画に基づき監査を実施し、監査結果を経営会議に報告いたしました。また、内部監査の指摘事項については改善を確認して、経営会議に報告いたしました。
- (3) 役職員向けにeラーニングによるコンプライアンス研修を実施し、コンプライアンスの徹底を図りました。

2. 損失の危険の管理に関する取り組み

- (1) リスク管理規程に基づき、各部署ならびに子会社のリスク管理状況を経営会議に報告いたしました。
- (2) リスクを含む事案については、起案部室、関係部室および審査担当部室において十分に検討のうえ意思決定機関に付議し、意思決定機関においても適切に当該リスクの把握、分析および評価を実施するとともに、管理体制のモニタリングを行いました。
- (3) 自然災害、事故、火災、その他の人災等に関するリスクについては、安全・危機対策委員会を開催し、管理体制の充実ならびに徹底を図りました。

3. 取締役の職務執行および執行役員の業務執行の適正性ならびに効率性の確保に関する取り組み

- (1) 取締役会を11回開催し、法令または定款に定められた事項ならびに重要事項を決定するとともに、業務執行に関する報告を受け、取締役の職務執行の監督を行いました。
- (2) 取締役、監査役および執行役員が出席する経営ビジョン会議を1回開催し、当社の中長期的な課題について議論いたしました。
- (3) 経営会議を33回開催し、取締役会付議事項をあらかじめ審議するとともに、その他の業務執行に関する事項を決裁し、執行役員が執行役員規程および組織規程に基づき執行する

など、効率性の確保を図りました。

4. 企業集団における業務の適正の確保に関する取り組み

- (1) グループ会社管理規程に基づき、子会社の重要な事項について報告を受けるとともに、必要に応じて管理担当部室が監督・指導を行いました。
- (2) 当社取締役が子会社取締役を兼務して、子会社の重要な会議に出席いたしました。
- (3) ダイビルグループ会議を1回開催し、グループ経営に関して議論いたしました。
- (4) グループコンプライアンス連絡会を2回開催し、コンプライアンス事案を共有するとともに、コンプライアンスの徹底を図りました。

5. 監査役への報告および監査役の監査の実効性確保に関する取り組み

- (1) 監査役会を11回開催し、監査に関する重要な事項の決議、報告、協議を行いました。
- (2) 監査役は取締役会、経営会議等の重要な会議に出席し、業務の執行状況を把握するとともに、会計監査人、取締役、執行役員、使用人から必要な報告、説明を受けました。
- (3) 監査役は子会社の重要な会議に出席したほか、子会社の取締役、執行役員、使用人から必要な報告、説明を受けるとともに子会社を往査するなどの方法により、子会社の業務の執行状況の把握に努めました。

連結貸借対照表

(2020年3月31日現在)

借 方		貸 方	
科 目	金 額	科 目	金 額
資 産 の 部	百万円	負 債 の 部	百万円
流 動 資 産	21,035	流 動 負 債	31,669
現金及び預金	17,975	1年内返済予定の長期借入金	8,360
営業未収金	990	1年内償還予定の社債	15,000
たな卸資産	54	未払法人税等	2,142
その他	2,027	未払消費税等	165
貸倒引当金	△12	役員賞与引当金	73
		環境対策引当金	622
		その他の他	5,306
固 定 資 産	362,390	固 定 負 債	193,928
有 形 固 定 資 産	326,696	社 債	95,000
建物及び構築物	105,006	長 期 借 入 金	51,372
土地	180,626	受 入 敷 金 保 証 金	25,653
信託土地	31,231	繰 延 税 金 負 債	6,554
建設仮勘定	9,472	再評価に係る繰延税金負債	13,439
その他	359	役員退職慰労引当金	81
		退職給付に係る負債	829
無 形 固 定 資 産	12,766	そ の 他	998
の れ ん	1,548	負 債 合 計	225,598
その他	11,218	純 資 産 の 部	
投 資 其 他 の 資 産	22,927	株 主 資 本	138,171
投資有価証券	20,512	資 本 金	12,227
長期貸付金	4	資 本 剰 余 金	13,852
退職給付に係る資産	460	利 益 剰 余 金	112,239
繰延税金資産	376	自 己 株 式	△148
その他	1,588	その他の包括利益累計額	17,780
貸倒引当金	△15	その他有価証券評価差額金	10,528
		繰延ヘッジ損益	△500
資 産 合 計	383,426	土地再評価差額金	6,779
		為替換算調整勘定	973
		非 支 配 株 主 持 分	1,874
		純 資 産 合 計	157,827
		負 債 純 資 産 合 計	383,426

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(2019年4月1日から
2020年3月31日まで)

科 目	金 額	金 額
	百万円	百万円
営業収益		42,817
営業原価		27,258
営業総利益		15,559
販売費及び一般管理費		3,997
営業利益		11,561
営業外収益		
受取利息	67	
受取配当金	721	
その他	24	813
営業外費用		
支払利息	1,282	
社債発行費	185	
為替差損	23	
その他	25	1,516
経常利益		10,858
特別利益		
投資有価証券売却益	842	842
特別損失		
建替関連損失	204	
固定資産除却損	27	231
税金等調整前当期純利益		11,469
法人税、住民税及び事業税	3,823	
法人税等調整額	△358	3,464
当期純利益		8,004
非支配株主に帰属する当期純利益		71
親会社株主に帰属する当期純利益		7,932

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(2019年4月1日から
2020年3月31日まで)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
2019年4月1日残高	百万円 12,227	百万円 13,852	百万円 106,759	百万円 △148	百万円 132,692
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△2,449		△2,449
親会社株主に帰属する 当期純利益			7,932		7,932
自己株式の取得				△0	△0
持分法の適用範囲の変動			△3		△3
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計	-	-	5,479	△0	5,479
2020年3月31日残高	12,227	13,852	112,239	△148	138,171

	その他の包括利益累計額					非支配 株主持分	純資産 合計
	その他 有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	土地再評価 差額金	為替換算 調整勘定	その他の 包括利益 累計額合計		
2019年4月1日残高	百万円 12,962	百万円 △7	百万円 6,779	百万円 1,498	百万円 21,233	百万円 1,803	百万円 155,728
連結会計年度中の変動額							
剰余金の配当							△2,449
親会社株主に帰属する 当期純利益							7,932
自己株式の取得							△0
持分法の適用範囲の変動							△3
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)	△2,433	△492	-	△525	△3,452	71	△3,380
連結会計年度中の変動額合計	△2,433	△492	-	△525	△3,452	71	2,098
2020年3月31日残高	10,528	△500	6,779	973	17,780	1,874	157,827

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連 結 注 記 表

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数 13社

商船三井興産(株)、ダイビル・ファシリティ・マネジメント(株)、興産管理サービス(株)、興産管理サービス・西日本(株)、(株)丹新ビルサービス、西日本総合設備(株)、Jentower Limited、Daibiru Saigon Tower Co., Ltd.、White Lotus Properties Limited、Daibiru CSB Co., Ltd.、Daibiru Australia Pty Ltd、Margaret George Investment Custodian Pty Ltd、Margaret George Investment Trust

Daibiru Australia Pty Ltdは、2019年12月5日付でDaibiru Holdings Australia Pty Ltdから社名を変更しております。

(2) 非連結子会社はありません。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法適用会社はありません。

当連結会計年度より、持分法適用関連会社であったM&D SUN PTE. LTD. は、重要性が低下したため、持分法の適用範囲から除外しております。

(2) 持分法を適用しない関連会社の数 2社

関連会社 (株)アーバンサービス
M&D SUN PTE. LTD.

持分法非適用会社は、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないため、持分法を適用していません。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、在外連結子会社の決算日は12月31日であり、(株)丹新ビルサービス及び西日本総合設備(株)の決算日は2月29日であります。連結計算書類の作成にあたっては、各社の決算日の計算書類を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結決算上必要な調整を行っております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

その他有価証券

時価のあるもの……決算期末日の市場価格等に基づく時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算出しております。)

時価のないもの……移動平均法による原価法

② デリバティブ

時価法

③ たな卸資産

評価基準は原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）によっております。

販売用不動産	個別法
仕掛工事	個別法
商品	先入先出法
原材料及び貯蔵品	先入先出法

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

- ① 有形固定資産 当社及び国内連結子会社は、定率法によっております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備は除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっております。また、在外連結子会社は、定額法によっております。
- ② 無形固定資産 定額法によっております。

(3) 重要な引当金の計上基準

- ① 貸倒引当金 債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
- ② 役員賞与引当金 役員賞与の支出に備えるため、役員賞与支給見込額のうち当連結会計年度の負担額を計上しております。
- ③ 役員退職慰労引当金 一部の連結子会社では、役員退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく当連結会計年度末現在の見積額を計上しております。
- ④ 環境対策引当金 ポリ塩化ビフェニル（PCB）廃棄物の処分等に係る支出に備えるため、今後発生すると見込まれる額を計上しております。

(4) 退職給付に係る会計処理の方法

当社及び連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職一時金制度については、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とし、企業年金制度については、直近の年金財政計算上の数理債務をもって退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(5) 重要なヘッジ会計の方法

- ① ヘッジ会計の方法 原則として繰延ヘッジ処理を採用しております。ただし、通貨スワップについては振当処理の要件を満たしている場合は振当処理を採用しております。金利スワップについては、特例処理の要件を満たしている場合は特例処理を採用しております。
- ② ヘッジ手段とヘッジ対象 ヘッジ手段…通貨スワップ、金利スワップ、為替予約
ヘッジ対象…外貨建借入金、借入金及び社債、外貨建予定取引
- ③ ヘッジ方針 内部規程に基づき、為替変動リスク及び金利変動リスクをヘッジしております。

- ④ ヘッジ有効性評価の方法 ヘッジの開始時から有効性判定時点までの期間において、ヘッジ対象の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計と、ヘッジ手段の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計とを比較し、両者の変動額等の比率を基礎として判定しております。ただし、振当処理の要件を満たす通貨スワップ及び特例処理の要件を満たす金利スワップについては、決算期末日における有効性の評価を省略しております。

(6) その他連結計算書類作成のための重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっており、控除対象外消費税及び地方消費税は、当連結会計年度の費用として処理しております。

5. のれんの償却に関する事項

のれんは、5年～20年間で均等償却しております。ただし、金額が僅少な場合は全額発生時の損益に計上することとしております。

2. 連結貸借対照表に関する注記

1. 建物の取得価額からは、地方公共団体より交付された補助金による圧縮記帳額384百万円が控除されております。

2. 有形固定資産の減価償却累計額 133,594百万円

3. 土地の再評価

連結計算書類作成会社において、「土地の再評価に関する法律」に基づき、事業用土地の再評価を行い、再評価に係る差額金を固定負債及び純資産の部に計上しております。

- ・再評価の方法 「土地の再評価に関する法律施行令」第2条第3号及び第5号に定める算定方法によっております。
- ・再評価を行った年月日 2002年3月31日

3. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

1. 当連結会計年度末における発行済株式の種類及び総数
普通株式 116,851,049株
2. 配当に関する事項
 - (1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2019年6月26日定時株主総会	普通株式	1,224	10.50	2019年3月31日	2019年6月27日
2019年10月31日取締役会	普通株式	1,224	10.50	2019年9月30日	2019年12月5日

- (2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの
2020年6月25日開催の定時株主総会の議案として、普通株主の配当に関する事項を次のとおり提案しております。

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2020年6月25日定時株主総会	普通株式	利益剰余金	1,224	10.50	2020年3月31日	2020年6月26日

4. 金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、土地・建物等の取得、開発及び改修のための設備資金を、主に金融機関等からの長期借入や社債発行等により調達しております。また、短期的な運転資金を金融機関等からの短期借入やコマーシャル・ペーパーの発行等により調達しております。

営業未収入金に係るテナントの信用リスクは、賃貸事業管理規程に沿ってリスク低減を図っております。また、投資有価証券は主として株式であり、上場株式については四半期ごとに時価の把握を行っております。短期借入金及びコマーシャル・ペーパーは短期的な運転資金の調達を目的とし、長期借入金及び社債は設備投資に必要な資金の調達を目的としたものであります。一定割合の手元流動性を確保することなどにより流動性リスクを管理しており、一部の資金調達については、通貨スワップ取引及び金利スワップ取引を実施し、為替変動リスク及び金利変動リスクをヘッジしているほか、一部の外貨建予定取引については、為替予約を実施し、為替変動リスクをヘッジしております。

デリバティブ取引は、外貨建借入金の為替変動リスクに対するヘッジを目的とした通貨スワップ取引、借入金及び社債の金利変動リスクに対するヘッジを目的とした金利スワップ取引、及び外貨建予定取引の為替変動リスクに対するヘッジを目的とした為替予約であり、内部規程に基づいて行っております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2020年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表 計上額 (* 1)	時価 (* 1)	差額
(1) 現金及び預金	17,975	17,975	—
(2) 営業未収入金	990		
貸倒引当金	△12		
	978	978	—
(3) 投資有価証券			
その他有価証券	20,195	20,195	—
(4) 社債 (* 2)	(110,000)	(110,291)	291
(5) 長期借入金 (* 3)	(59,732)	(60,181)	448
(6) デリバティブ取引 (* 4)	(771)	(771)	—

(* 1) 負債に計上されるものについては、() で表示しております。

(* 2) 1年内償還予定の社債を含めております。

(* 3) 1年内返済予定の長期借入金を含めております。

(* 4) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務を純額で表示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

(1) 現金及び預金、並びに (2) 営業未収入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっております。

(4) 社債

当社の発行する社債の時価は、市場価格に基づき算定しております。

(5) 長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。

(6) デリバティブ取引

時価については、取引先金融機関から提示された価格によっております。金利スワップの特例処理によるものはヘッジ対象とされている長期借入金及び社債と一体として処理されているため、その時価は長期借入金及び社債の時価に含めて記載してあります。

(注2) 関連会社株式 (連結貸借対照表計上額9百万円)、非上場株式 (同308百万円)、並びに受入敷金保証金 (同25,653百万円) は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(1) 現金及び預金」から「(6) デリバティブ取引」に含めておりません。

5. 賃貸等不動産に関する注記

1. 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社及び一部の連結子会社では、国内（東京都、大阪府、札幌市他）及び海外（ベトナム及び豪州）において、賃貸オフィスビルや賃貸商業施設、賃貸住宅等を所有しております。

2. 賃貸等不動産の時価に関する事項

(単位：百万円)

連結貸借対照表計上額	時価
335,362	570,777

(注1) 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額であります。

(注2) 期末の時価は、以下によっております。

(1) 国内の不動産については、主要な物件は社外の不動産鑑定士による不動産鑑定評価基準に基づく金額によっております。

その他の物件については、土地は適切に市場価格を反映していると考えられる指標を用いて調整した金額により、建物等の償却性資産は連結貸借対照表計上額をもって時価としております。また、当連結会計年度に新規取得したものについては、時価の変動が軽微であると考えられるため、連結貸借対照表計上額をもって時価としております。

(2) 海外の不動産については、主に現地の鑑定人による鑑定評価額であります。

6. 1株当たり情報に関する注記

1. 1株当たり純資産額	1,337円20銭
2. 1株当たり当期純利益	68円02銭

7. 重要な後発事象に関する注記

(自己株式の取得)

当社は、2020年4月30日開催の取締役会において、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、自己株式取得に係る事項について以下のとおり決議いたしました。

1. 自己株式取得を行う理由
株主還元の拡充及び資本効率の向上を図るため
2. 取得に係る事項の内容
 - (1) 取得対象株式の種類
普通株式
 - (2) 取得し得る株式の総数
2,000千株（上限）（発行済株式総数（自己株式を除く）に対する割合1.71%）
 - (3) 株式の取得価額の総額
2,500百万円（上限）
 - (4) 取得期間
2020年5月7日～2020年12月30日
 - (5) 取得方法
東京証券取引所における市場買付

8. その他の注記

(資産除去債務に関する注記)

資産除去債務のうち連結貸借対照表に計上していないもの

当社グループは、所有する一部の建物の建築材料に石綿を使用しており、当該建物の解体時において、法令等の定めによる特別の方法で石綿を除去する債務を有しておりますが、当該債務に関連する建物の物理的使用可能期間に基づく撤去時期が明確でなく、当該石綿を除去するためのみにかかる費用を通常の解体費用と区分して見積ることは困難であります。これらの理由から、資産除去債務を合理的に見積ることができないため、当該債務に見合う資産除去債務を計上しておりません。

貸借対照表

(2020年3月31日現在)

借方		貸方	
科目	金額	科目	金額
資産の部	百万円	負債の部	百万円
流動資産	15,405	流動負債	29,915
現金及び預金	14,288	1年内返済予定の長期借入金	8,360
営業未収金	200	1年内償還予定の社債	15,000
たな卸資産	1	未払払費用	1,217
前払費用	39	未払法人税等	670
その他	878	前払受入金	1,890
貸倒引当金	△2	預り金	2,047
		役員賞与引当金	34
		環境対策引当金	73
固定資産	360,196	固定負債	192,189
有形固定資産	314,431	社債	95,000
建物	101,379	長期借入金	52,602
構築物	861	受入敷金保証金	25,133
機械及び装置	180	繰延税金負債	4,652
車両運搬具	16	再評価に係る繰延税金負債	13,439
工具、器具及び備品	112	退職給付引当金	494
土地	180,544	その他	868
信託土地	31,231	負債合計	222,105
建設仮勘定	104	純資産の部	
無形固定資産	34	株主資本	136,689
投資その他の資産	45,729	資本	12,227
投資有価証券	20,498	本剰余金	13,852
関係会社株式	23,601	資本準備金	13,850
長期貸付金	4	その他資本剰余金	2
長期前払費用	820	利益剰余金	110,757
前払年金費用	427	利益準備金	1,876
敷金及び保証金	279	その他利益剰余金	108,881
その他	112	特別償却準備金	1,673
貸倒引当金	△14	圧縮積立金	935
		別途積立金	96,187
資産合計	375,601	繰越利益剰余金	10,084
		自己株式	△148
		評価・換算差額等	16,806
		その他有価証券評価差額金	10,527
		繰延ヘッジ損益	△500
		土地再評価差額金	6,779
		純資産合計	153,496
		負債純資産合計	375,601

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

(2019年4月1日から
2020年3月31日まで)

科 目	金 額	
	百万円	百万円
営 業 収 益		30,361
営 業 原 価		17,982
営 業 総 利 益		12,378
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		2,103
営 業 利 益		10,275
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	2	
受 取 配 当 金	1,098	
そ の 他	24	1,125
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	296	
社 債 利 息	989	
社 債 発 行 費	185	
そ の 他	16	1,487
経 常 利 益		9,913
特 別 利 益		
投 資 有 価 証 券 売 却 益	842	842
特 別 損 失		
建 替 関 連 損 失	204	
固 定 資 産 除 却 損	26	230
税 引 前 当 期 純 利 益		10,525
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	3,292	
法 人 税 等 調 整 額	△192	3,099
当 期 純 利 益		7,426

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(2019年4月1日から
2020年3月31日まで)

	株 主 資 本			
	資 本 金	資 本 剰 余 金		
		資 本 準 備 金	そ の 他 資 本 剰 余 金	資 本 剰 余 金 合 計
2019年4月1日残高	百万円 12,227	百万円 13,850	百万円 2	百万円 13,852
事業年度中の変動額				
剰余金の配当				
当期純利益				
自己株式の取得				
特別償却準備金の積立				
特別償却準備金の取崩				
別途積立金の積立				
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)				
事業年度中の変動額合計	-	-	-	-
2020年3月31日残高	12,227	13,850	2	13,852

	株 主 資 本								
	利 益 剰 余 金					利 益 剰 余 金 合 計	自 株	己 式	株 主 資 本 合 計
	利 益 準 備 金	そ の 他 利 益 剰 余 金							
		特 別 償 却 準 備 金	圧 縮 積 立 金	別 途 積 立 金	繰 越 利 益 剰 余 金				
2019年4月1日残高	百万円 1,876	百万円 1,819	百万円 935	百万円 92,187	百万円 8,961	百万円 105,780	百万円 △148	百万円 131,713	
事業年度中の変動額									
剰余金の配当					△2,449	△2,449		△2,449	
当期純利益					7,426	7,426		7,426	
自己株式の取得							△0	△0	
特別償却準備金の積立		269			△269	-		-	
特別償却準備金の取崩		△414			414	-		-	
別途積立金の積立				4,000	△4,000	-		-	
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)									
事業年度中の変動額合計	-	△145	-	4,000	1,122	4,977	△0	4,976	
2020年3月31日残高	1,876	1,673	935	96,187	10,084	110,757	△148	136,689	

	評 価 ・ 換 算 差 額 等				純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損 益	土地再評価 差 額 金	評価・換算 差額等合計	
2019年4月1日残高	百万円 12,961	百万円 △7	百万円 6,779	百万円 19,733	百万円 151,446
事業年度中の変動額					
剰余金の配当					△2,449
当期純利益					7,426
自己株式の取得					△0
特別償却準備金の積立					－
特別償却準備金の取崩					－
別途積立金の積立					－
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)	△2,434	△492	－	△2,927	△2,927
事業年度中の変動額合計	△2,434	△492	－	△2,927	2,049
2020年3月31日残高	10,527	△500	6,779	16,806	153,496

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社及び関連会社株式…移動平均法による原価法

その他有価証券

時価のあるもの……………決算期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。）

時価のないもの……………移動平均法による原価法

② デリバティブ

時価法

③ たな卸資産の評価基準及び評価方法

評価基準は原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）によっております。

貯蔵品

先入先出法

(2) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産は、定率法によっております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備は除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっております。

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 役員賞与引当金

役員賞与の支出に備えるため、役員賞与支給見込額のうち当事業年度の負担額を計上しております。

③ 退職給付引当金

退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職一時金制度については、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とし、企業年金制度については、直近の年金財政計算上の数理債務をもって退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

④ 環境対策引当金

ポリ塩化ビフェニル（PCB）廃棄物の処分等に係る支出に備えるため、今後発生すると見込まれる額を計上しております。

(4) 重要なヘッジ会計の方法

① ヘッジ会計の方法

原則として繰延ヘッジ処理を採用しております。ただし、通貨スワップについては振当処理の要件を満たしている場合は振当処理を採用しております。金利スワップについては、特例処理の要件を満たしている場合は特例処理を採用しております。

- ② ヘッジ手段とヘッジ対象 ヘッジ手段…通貨スワップ、金利スワップ、為替予約
ヘッジ対象…外貨建借入金、借入金及び社債、外貨建予定取引
- ③ ヘッジ方針 内部規程に基づき、為替変動リスク及び金利変動リスクをヘッジしております。
- ④ ヘッジ有効性評価の方法 ヘッジの開始時から有効性判定時点までの期間において、ヘッジ対象の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計と、ヘッジ手段の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計とを比較し、両者の変動額等の比率を基礎として判定しております。ただし、振当処理の要件を満たす通貨スワップ及び特例処理の要件を満たす金利スワップについては、決算期末日における有効性の評価を省略しております。
- (5) その他計算書類作成のための重要な事項
消費税等の処理方法
消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっており、控除対象外消費税及び地方消費税は、当事業年度の費用として処理しております。

2. 貸借対照表に関する注記

- (1) 建物の取得価額からは、地方公共団体より交付された補助金による圧縮記帳額384百万円が控除されております。
- (2) 有形固定資産の減価償却累計額 131,291百万円
- (3) 関係会社に対する金銭債権債務
- | | | | |
|--------|--------|--------|----------|
| 短期金銭債権 | 10百万円 | 長期金銭債権 | 1百万円 |
| 短期金銭債務 | 226百万円 | 長期金銭債務 | 3,010百万円 |
- (4) 土地の再評価
「土地の再評価に関する法律」に基づき、事業用土地の再評価を行い、再評価に係る差額金を固定負債及び純資産の部に計上しております。
- ・再評価の方法
「土地の再評価に関する法律施行令」第2条第3号及び第5号に定める算定方法によっております。
 - ・再評価を行った年月日 2002年3月31日

3. 損益計算書に関する注記

- (1) 営業収益のうちには関係会社との取引高2,583百万円を含んでおります。
- (2) 営業原価及び一般管理費のうちには関係会社との取引高2,366百万円を含んでおります。
- (3) 営業取引以外の関係会社との取引高は392百万円であります。

4. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末における自己株式の種類及び株式数 普通株式 224,775株

5. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

減価償却費償却限度超過額	648百万円
繰延ヘッジ損益	236百万円
環境対策引当金	190百万円
退職給付引当金	151百万円
未払事業税	113百万円
投資有価証券等評価損	88百万円
その他の	169百万円
繰延税金資産小計	1,598百万円
評価性引当額	△371百万円
繰延税金資産合計	1,227百万円

繰延税金負債

その他有価証券評価差額金	4,598百万円
特別償却準備金	737百万円
固定資産圧縮積立金	412百万円
前払年金費用	130百万円
繰延税金負債合計	5,879百万円
繰延税金負債の純額	4,652百万円

上記のほか、土地再評価に係る繰延税金負債13,439百万円を固定負債に計上しております。

6. 関連当事者との取引に関する注記

記載すべき重要な事項はありません。

7. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	1,316円14銭
(2) 1株当たり当期純利益	63円68銭

8. 重要な後発事象に関する注記

(自己株式の取得)

当社は、2020年4月30日開催の取締役会において、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、自己株式取得に係る事項について以下のとおり決議いたしました。

1. 自己株式取得を行う理由

株主還元の拡充及び資本効率の向上を図るため

2. 取得に係る事項の内容

(1) 取得対象株式の種類

普通株式

(2) 取得し得る株式の総数

2,000千株（上限）（発行済株式総数（自己株式を除く）に対する割合1.71%）

(3) 株式の取得価額の総額

2,500百万円（上限）

(4) 取得期間

2020年5月7日～2020年12月30日

(5) 取得方法

東京証券取引所における市場買付

9. その他の注記

(資産除去債務に関する注記)

資産除去債務のうち貸借対照表に計上していないもの

当社は、所有する一部の建物の建築材料に石綿を使用しており、当該建物の解体時において、法令等の定めによる特別の方法で石綿を除去する債務を有しておりますが、当該債務に関連する建物の物理的使用可能期間に基づく撤去時期が明確でなく、当該石綿を除去するためのみにかかる費用を通常の解体費用と区分して見積ることは困難であります。これらの理由から、資産除去債務を合理的に見積ることができないため、当該債務に見合う資産除去債務を計上しておりません。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2020年5月14日

ダイビル株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人
大阪事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	近藤 康仁	Ⓔ
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	三宅 潔	Ⓔ

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、ダイビル株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ダイビル株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切かどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書

類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2020年5月14日

ダイビル株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人
大阪事務所

指定有限責任社員 公認会計士 近藤 康仁 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 三宅 潔 ㊞
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、ダイビル株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの第148期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、2019年4月1日から2020年3月31日までの第148期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年5月20日

ダイビル株式会社 監査役会

常勤監査役 西□ 美廣 (印)

常勤監査役 堀□ 英夫 (印)

社外監査役 田中 宏 (印)

社外監査役 妙中 茂樹 (印)

以 上

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当期におきましては、国内外で事業が順調に推移し、前期を上回る親会社株主に帰属する当期純利益を確保いたしました。

当社は、健全な財務体質と将来の事業展開のために必要な内部留保を維持しながら、業績の推移および事業環境等を踏まえつつ安定的な配当を実施することを基本方針としております。配当性向（連結）につきましては、30～35%を目安としております。

当期の期末配当につきましては、上記を踏まえ、以下のとおりといたしたいと存じます。

1. 期末配当に関する事項

(1) 配当財産の種類

金銭といたします。

(2) 配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき10円50銭（前期と同額）

総額 1,224,575,877円

（注） 中間配当を含めた当期の年間配当は1株につき21円（前期に比べ1円増配）、配当性向（連結）は30.9%であります。

(3) 剰余金の配当が効力を生ずる日

2020年6月26日

（ご参考 自己株式取得について）

当社は、株主還元の拡充および資本効率の向上を図るため、2020年4月30日開催の取締役会において、取得する株式総数の上限を200万株、取得価額の総額の上限を25億円として、2020年5月7日から2020年12月30日までの間に、東京証券取引所における市場買付による方法で当社普通株式を取得する旨の自己株式取得の決議をいたしました。

第2号議案 取締役7名選任の件

取締役7名全員は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役7名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者 番号	氏名	会社における現在の地位	
1	その べ とし ゆき 園 部 俊 行	代表取締役 社長執行役員	再任
2	なり た じゅん いち 成 田 純 一	代表取締役 専務執行役員	再任
3	た なか けん すけ 田 中 健 輔	取締役 常務執行役員	再任
4	おお た たけ ひこ 太 田 威 彦	取締役 常務執行役員	再任
5	たい なか ひで き 對 中 秀 樹	常務執行役員	新任
6	おお い あつし 大 井 篤	取締役	再任 社外 独立
7	みやの や あつし 宮野谷 篤	取締役	再任 社外 独立

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	候補者の有する 当社の株式数
1	そのべとし ゆき 園部俊行 (1957年5月21日生) 再任	1981年 4月 ジャパンライン株式会社 (現 株式会社商船三井) 入社 2009年 6月 株式会社商船三井 油送船部長 2011年 6月 Mitsui O.S.K. Bulk Shipping (Asia Oceania) Pte.Ltd. (現MOL (Asia Oceania) Pte.Ltd.) Managing Director (2016年3月まで) 2012年 6月 株式会社商船三井 執行役員 東南アジア統括 2015年 6月 同社 執行役員 アジア・中東・大洋州総代表 2016年 4月 同社 常務執行役員 グループ事業部、関西地区担当/国内物流事業推進担当 2016年 6月 当社 取締役 2017年 3月 株式会社商船三井 常務執行役員 退任 2017年 4月 当社 副社長執行役員 営業開発本部長 2017年 6月 代表取締役 副社長執行役員 営業開発本部長 2018年 4月 代表取締役 社長執行役員 現在に至る 株式会社商船三井は、当社の親会社であります。 Mitsui O . S . K . Bulk Shipping (Asia Oceania) Pte.Ltd. (現 MOL(Asia Oceania) Pte.Ltd.)は、株式会社商船三井の子会社であります。	15,700株
【選任理由】 現在、代表取締役社長執行役員として当社の経営を担い、国内外の会社経営に関する豊富な経験と幅広い知見を活かし、中長期的な当社の企業価値向上に資するべく適切な役割を果たしており、引き続き取締役候補者としたものであります。			

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	候補者の 有する 当社の株式数
2	なり た じゅん いち 成 田 純 一 (1958年4月27日生) <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">再任</div>	1981年 4月 大阪商船三井船舶株式会社（現 株式会社商船三井）入社 2008年 6月 株式会社商船三井 ロジスティクス事業部長 2009年 6月 同社 常勤監査役 2011年 6月 当社 社外監査役 2013年 6月 株式会社商船三井 常勤監査役 退任 当社 社外監査役 退任 当社 取締役 常務執行役員 経営・管理本部長、経営戦略室長 委嘱 2016年 4月 取締役 専務執行役員 経営・管理本部長、内部監査室担当、I R 担当 2019年 4月 代表取締役 専務執行役員 財務・経理部管掌、総務部、人事部、内部監査室担当 2020年 4月 代表取締役 専務執行役員 総務部、人事部、内部監査室担当 現在に至る	16,600株
【選任理由】 現在、代表取締役専務執行役員として当社の経営を担い、経営管理、グループ経営、海外事業等に精通し、その豊富な経験および高い見識を活かし、中長期的な当社の企業価値向上に資するべく適切な役割を果たしており、引き続き取締役候補者としたものであります。			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	候補者の有する 当社の株式数
3	<p style="text-align: center;">た なか けん すけ 田 中 健 輔 (1959年3月7日生)</p> <p style="text-align: center; border: 1px solid black; padding: 2px;">再任</p> <p>【選任理由】 営業開発部門および経営管理部門における豊富な経験および高い見識を活かし、中長期的な当社の企業価値向上に資するべく適切な役割を果たしており、引き続き取締役候補者としたものであります。</p>	<p>1983年 4月 大阪商船三井船舶株式会社（現 株式会社商船三井）入社</p> <p>2006年 6月 株式会社商船三井 LNG船部LNG第三グループ グループリーダー</p> <p>2009年 6月 当社に出向 経営戦略室長 委嘱</p> <p>2010年 6月 執行役員 経営・管理本部副本部長、経営戦略室長 委嘱</p> <p>2012年 6月 株式会社商船三井 退社</p> <p>2017年 4月 常務執行役員 営業開発本部副本部長（大阪営業開発部担当）、東京営業開発部長 委嘱</p> <p>2019年 6月 取締役 常務執行役員 営業企画部、大阪営業部管掌、東京営業部、不動産開発室担当、特命事項（八重洲ダイビル建替え、ブランド戦略）担当</p> <p>2020年 4月 取締役 常務執行役員 不動産開発室、東京営業部、札幌事業室担当、特命事項（札幌プロジェクト）担当 現在に至る</p>	11,200株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	候補者の有する 当社の株式数
4	おお た たけ ひこ 太田 威彦 (1960年4月5日生) 再任	1984年 4月 大阪商船三井船舶株式会社 (現 株式会社商船三井) 入社 2008年 6月 株式会社商船三井 IR室長 2013年 6月 同社 常勤監査役 2017年 6月 同社 常勤監査役 退任 当社 執行役員 経営・管理本部副本部長 (経営戦略室担当)、広報室長 委嘱 2019年 4月 常務執行役員 経営企画部、海外事業部担当、IR担当 2019年 6月 取締役 常務執行役員 経営企画部、海外事業部担当、IR担当 現在に至る	3,700株
【選任理由】 経営管理部門および海外事業部門における豊富な経験および高い見識を活かし、中長期的な当社の企業価値向上に資するべく適切な役割を果たしており、引き続き取締役候補者としたものであります。			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	候補者の有する 当社の株式数
5	たい なか ひで き 對中 秀樹 (1965年8月10日生) 新任	1988年 4月 当社 入社 2016年 4月 建設・技術統括部長 2018年 4月 執行役員 建設・技術統括部担当役員補佐、建設・技術統括部長 委嘱 2020年 4月 常務執行役員 建設・技術統括部担当、特命事項 (御堂筋ダイビル建替え、八重洲ダイビル建替え) 担当 現在に至る	10,000株
【選任理由】 当社および当社グループにおいて長年にわたり、建設技術部門およびビル管理事業に携わり、一級建築士として豊富な経験および高い見識を活かし、中長期的な当社の企業価値向上に資するべく適切な役割を果たしており、新たに取締役候補者としたものであります。			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	候補者の有する 当社の株式数
6	<p>おお い あつし 大 井 篤 (1949年1月14日生)</p> <p>再任 社外 独立</p>	<p>1973年 4月 通商産業省(現 経済産業省) 入省 1999年 9月 同省 資源エネルギー庁 公益事業部長 2001年 8月 経済産業省 大臣官房審議官 2002年 7月 防衛庁(現 防衛省) 防衛参事官 2005年 8月 日本政策投資銀行(現 株式会社日本政策投資銀行) 理事 2007年 9月 同行 理事 退任 2007年 10月 三井物産株式会社 顧問 2008年 4月 同社 執行役員 豪州三井物産株式会社社長 2010年 4月 三井物産株式会社 常務執行役員 駐中国総代表 2014年 4月 同社 専務執行役員 関西支社長 2015年 4月 同社 顧問 2015年 6月 同社 顧問 退任 公益財団法人日本デザイン振興会 理事長 現在に至る 2018年 6月 当社 社外取締役 現在に至る</p> <p>重要な兼職の状況 公益財団法人日本デザイン振興会 理事長</p>	0株
<p>【選任理由】 国内外で行政および会社経営を通じて培われた幅広い経験と知見を当社の経営に反映していただくため、引き続き社外取締役候補者としたものであります。</p>			

候補者番号	氏名(生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	候補者の有する当社の株式数
7	みやのや 宮野谷 (1959年4月3日生) あつし 篤 再任 社外 独立	1982年 4月 日本銀行 入行 2010年 5月 同行 金融機構局長 2013年 3月 同行 名古屋支店長 2014年 5月 同行 理事・大阪支店長 2017年 3月 同行 理事・金融機構局、発券局、情報サービス局担当 2018年 5月 同行 理事 退任 2018年 6月 株式会社NTTデータ経営研究所 取締役会長 現在に至る 2019年 6月 当社 社外取締役 現在に至る 重要な兼職の状況 株式会社NTTデータ経営研究所 取締役会長	0株
【選任理由】 中央銀行等における業務を通じて培われた幅広い経験と知見を当社の経営に反映していただくため、引き続き社外取締役候補者としたものであります。			

- (注) 1. 各取締役候補者と当社との間に、特別の利害関係はありません。
2. 候補者 對中秀樹氏は、新任の取締役候補者であります。
3. 候補者 大井 篤氏および宮野谷篤氏は、社外取締役候補者であります。
4. 候補者 大井 篤氏の当社社外取締役就任期間は、本総会終結時において2年間であります。
 当社は同氏との間において、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任について、その責任限度額を法令が定める最低責任限度額とする契約を締結しております。同氏の選任が承認可決された場合は、当社は同氏との間の同契約を継続する予定であります。
 当社は、同氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。同氏の選任が承認可決された場合は、当社は独立役員の出を継続する予定であります。
5. 候補者 宮野谷篤氏の当社社外取締役就任期間は、本総会終結時において1年間であります。
 当社は同氏との間において、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任について、その責任限度額を法令が定める最低責任限度額とする契約を締結しております。同氏の選任が承認可決された場合は、当社は同氏との間の同契約を継続する予定であります。
 当社は、同氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。同氏の選任が承認可決された場合は、当社は独立役員の出を継続する予定であります。
 なお、同氏は本年6月23日付で、株式会社岩手銀行の社外取締役に就任する予定であります。

第3号議案 補欠監査役1名選任の件

法定の監査役の員数を欠くこととなる場合に備えて、会社法第329条第3項の規定に基づき、補欠監査役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

補欠監査役候補者は次のとおりであります。なお、本議案につきましては監査役会の同意を得ております。

氏名 (生年月日)	略歴および重要な兼職の状況	候補者の 有する 当社の株式数
もりもとひろし 森本宏 (1960年7月13日生)	1987年 4月 弁護士登録 北浜法律事務所（現 弁護士法人北浜法律事務所）入所 1992年 1月 同法律事務所 パートナー 1995年 6月 日本金銭機械株式会社 社外監査役 現在に至る 2006年 3月 株式会社千趣会 社外監査役 現在に至る 2008年 1月 弁護士法人北浜法律事務所 代表社員 現在に至る 2013年 7月 北浜法律事務所 グループCEO 現在に至る 2018年 11月 当社 社外監査役 2019年 6月 当社 社外監査役 退任 重要な兼職の状況 弁護士法人北浜法律事務所 代表社員 北浜法律事務所 グループCEO 日本金銭機械株式会社 社外監査役 株式会社千趣会 社外監査役	0株
【選任理由】	弁護士として幅広い実務経験と見識を有しており、これらを当社の監査に反映していただくため、補欠監査役候補者としたものであります。上記の理由により、同氏は社外監査役としての職務を適切に遂行することができるものと判断しております。	

- (注) 1. 候補者 森本 宏氏と当社との間に、特別の利害関係はありません。
 2. 同氏は、補欠の社外監査役として選任するものであります。
 3. 同氏が社外監査役に就任した場合、当社は同氏との間において、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任について、その責任限度額を法令が定める最低責任限度額とする契約を締結する予定であります。
 4. 同氏が社外監査役に就任した場合、当社は、同氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出る予定であります。

社外取締役・社外監査役の独立性に関する基準

当社において、独立性を有する社外取締役および社外監査役とは、以下の各項目のいずれにも該当しない者とする。

1. 当社または当社のグループ会社（連結対象子会社）の業務執行者である者、または過去において業務執行者であった者。
2. 当社の主要株主（直近の事業年度末における議決権保有割合が10%以上となる株主）である者。その者が会社等の法人である場合、その業務執行者である者、または過去3年間において業務執行者であった者。
3. 当社またはグループ会社の主要な取引先である者、もしくは当社またはグループ会社を主要な取引先とする者。その者が会社等の法人である場合、その業務執行者である者、または過去3年間において業務執行者であった者。なお、主要な取引先とは、当社またはグループ会社と取引があり、その直近の年間取引金額が双方いずれかにおいて連結総売上高の2%以上である者をいう。
4. 当社またはグループ会社の主要な借入先である者。その者が会社等の法人である場合、その業務執行者である者、または過去3年間において業務執行者であった者。なお、主要な借入先とは、当社またはグループ会社に借入があり、その直近の借入残高が、当社連結総資産の2%以上である者をいう。
5. 当社またはグループ会社の会計監査人またはその会計監査人の社員等である者、または過去3年間において当該社員等として当社またはグループ会社の監査業務に従事した者。
6. 当社またはグループ会社から役員報酬以外に、過去3年間平均で、年間1千万円を超える金銭もしくはその他の財産を得ている弁護士、司法書士、公認会計士、税理士もしくはその他のコンサルタント等である者。その者が法人、組合等の団体である場合、その団体に所属する者。
7. 当社またはグループ会社から、過去3年間平均で、年間1千万円を超える寄附を受けている者。その者が法人、組合等の団体である場合、その団体に所属する者。
8. 当社またはグループ会社から、取締役を受け入れている会社、またはその親会社もしくはその重要な子会社の業務執行者である者。
9. 当社の独立社外役員に最初に就任してから、8年間が経過した者。
10. 上記1.~8.に掲げる者の配偶者または二親等以内の親族。

第4号議案 取締役賞与支給の件

当期末時点の取締役5名（社外取締役2名は含まない）に対し、当期の業績等を勘案して、取締役賞与総額73,000,000円を支給することといたしたいと存じます。

なお、各取締役に対する支給額の決定は、取締役会にご一任願いたいと存じます。

第5号議案 取締役に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

当社の取締役の月額報酬は、2000年6月29日開催の第128期定時株主総会において、月額23百万円の範囲内（同総会終結後取締役員数11名）とご承認いただいておりますが、今般、当社の取締役（社外取締役を除く。以下「対象取締役」という。）に当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、対象取締役と株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、上記の月額報酬枠および各事業年度に係る定時株主総会で上程する取締役賞与総額とは別枠で、対象取締役に対し、新たに譲渡制限付株式の付与のための報酬を支給することにつきご承認をお願いしたいと存じます。

本議案に基づき対象取締役に対して譲渡制限付株式の付与のために支給する金銭報酬の総額は、上記の目的を踏まえ相当と考えられる金額として、年額75百万円以内といたします。

また、対象取締役は、当社の取締役会決議に基づき、本議案により生ずる金銭報酬債権の全部を現物出資財産として給付し、当社の普通株式について発行または処分を受けるものとし、これにより発行または処分をされる普通株式の総数は年50千株以内（ただし、本議案の決議の日以降、当社の普通株式の株式分割（当社普通株式の株式無償割当を含む。）または株式併合が行われた場合その他これらの場合に準じて割り当てる総数の上限の調整を必要とする場合には、この総数の上限を合理的に調整できるものとする。）とし、1株当たりの払込金額は、各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）といたします。各対象取締役への具体的な支給時期および配分については、取締役会において決定するものとします。なお、第2号議案「取締役7名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、対象取締役は5名となります。

また、本議案が原案どおり承認可決された場合、当社の執行役員に対しても同様の譲渡制限付株式の付与のための報酬を支給する予定です。

本議案による当社の普通株式の発行または処分に当たっては、当社と対象取締役との間で、概要、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」という。）を締結するものとします。

(1)譲渡制限期間

対象取締役は、本割当契約により割当を受けた日から退任日（なお、「退任」とは、取締役、執行役員のいずれでもなくなることをいうものとする。）までの期間（以下「譲渡制限期間」という。）、本割当契約により割当てを受けた当社の普通株式（以下「本割当株式」という。）について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない（以下「譲渡制限」という。）。

(2)譲渡制限の解除

当社は、対象取締役が、譲渡制限期間中、継続して、当社の取締役または執行役員の地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。

(3)本割当株式の無償取得

対象取締役が譲渡制限期間満了前に当社の取締役会が正当と認める理由以外の理由により退任した場合等、本割当契約で定める一定の事由に該当した場合には、当社は、本割当株式を無償で取得する。

(4)組織再編等における取り扱い

上記(1)の定めにかかわらず、当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約または株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の効力発生日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。また、この場合、当社は、上記により譲渡制限が解除された直後の時点においてなお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

(5)その他取締役会で定める事項

上記のほか、本割当契約における意思表示および通知の方法、本割当契約の改定の方法、その他取締役会で定める事項を本割当契約の内容とする。

なお、本割当契約により対象取締役に割り当てられた株式は、譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないよう、譲渡制限期間中は、当社が定める証券会社に対象取締役が開設する専用口座で管理される予定です。

以 上

MEMO

招集ご通知

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

株主総会参考書類

株主総会会場ご案内図

■ 会場

大阪市北区堂島浜一丁目3番1号

ANAクラウンプラザホテル大阪

4階 平安の間

TEL 06-6347-1112

■ 会場までの交通

京阪中之島線「大江橋駅」

より 徒歩約3分

JR東西線「北新地駅」

より 徒歩約5分

地下鉄御堂筋線・京阪本線

「淀屋橋駅」

より 徒歩約7分

地下鉄四つ橋線

「西梅田駅」・「肥後橋駅」

より 徒歩約7分



見やすく読みまちがえにくいユニバーサルデザインフォントを採用しています。



環境に配慮した植物油インキを使用しています。

